

ISBN978-4-322-12404-0
C2033 ¥8000E



9784322124040

定価(本体8,000円+税)



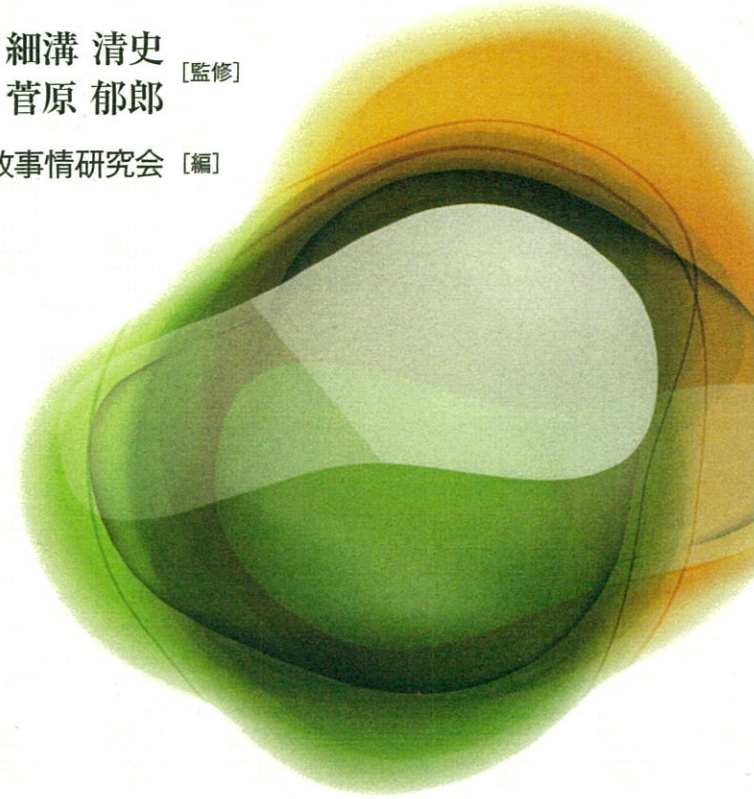
1922033080004

Asset Based Lending

ABL 取引推進事典

ABL Asset Based Lending 取引推進事典

金融庁 監督局長 細溝 清史 [監修]
経済産業省 経済産業政策局長 菅原 郁郎
一般社団法人 金融財政事情研究会 [編]



一般社団法人
金融財政事情研究会 [編]

きんざい

一般社団法人 金融財政事情研究会

はしがき

金融庁は、金融検査マニュアルの運用明確化（平成25年2月）や平成25事務年度監督方針などを通じABLの積極活用を呼び掛けています。経済産業省においても、ABL研究会の開催や調査研究報告書の公表等、ABLの実態把握・普及啓蒙を目的にした取組みを行っています。これは在庫や売掛債権等を担保とすることで中小企業に新たな資金調達の道を開く一方で、貸し手である金融機関にとってもABLに必要な企業側の情報開示を通じ、顧客企業とのリレーションシップを強化できるという取引メリットが双方にあるからです。

しかし、現在の金融機関の融資手法では依然として不動産を担保として取得することが一般的であり、特に地域金融機関の場合、融資における担保の9割超を不動産が占め、動産や債権は担保としてあまり活用されていません。

官民あげて日本経済のデフレ脱却を目指している今日、金融機関は中小企業等が経営改善・事業再生等を図るための資金はもとより、新たなビジネスに挑戦するための資金についても積極的に供給していくことが重要な課題となっています。とりわけ地域金融機関には地域産業への貢献といった観点からも、企業ニーズを適切に汲み取ったうえでABLに取り組むことで、不動産担保や個人保証に過度に依存せずとも事業資金を円滑に供給することができるようになり、中小企業等の経営改善および事業拡大に、さらには地元経済の活性化に貢献することが期待されます。

本書は、取引先企業へ適切なソリューションを提供するために必要とされるABLに関する実務知識への理解を深め、日々の渉外活動や融資審査に資することを目的としています。

まず、第1編では、「ABLはどのような仕組みか」「ABLに取り組む意義」「融資審査における事業性の重視」「地域経済についての知見の拡充」など、

ABLを推進するにあたって確認しておくべき定義面や、『金融モニタリング基本方針』から読み解くABLの位置づけについて解説しています。

次に、第2編では、「マーケティング」「案件審査等」「担保」「契約・事務手続」「モニタリング」「回収・処分」「態勢整備等」など、顧客企業に対するABLの取組段階に応じた実務上のポイントを解説しています。

さらに、第3編では、多種多様に存在する動産を「産業用機械器具」「業務用機械器具」「輸送用機械器具」「生活用品用具」「動物（生体）」「動植物加工品・食品」「鉄鋼・非鉄金属」「産業・建築用品」「繊維・紙・木材・皮革」「石油・石炭・窯業」に分類し、代表的な動産の概要、業界動向、担保取得・換価処分時のポイントを解説しています。

執筆・校閲陣には、わが国の代表的なABLサービス専門機関および実際に日々ABLに取り組む地域金融機関の方々にご参画いただきました。こうした幅広くかつ斯界最高峰の執筆・校閲陣のご協力により、本邦ABL実務に関する解説書として最新にして詳細、最もバランスよく構成された“標準テキスト”が完成したと自負しております。

本書をご活用いただくことで、金融機関職員の皆様の業務推進ならびに地域産業の活性化・価値向上につながれば、これに勝る喜びはありません。

最後に、本書の刊行にあたって、ご監修をお引き受けいただいた金融庁監督局長 細溝清史氏と経済産業省経済産業政策局長 菅原郁郎氏、執筆・校閲等のご協力を賜りました方々に対しまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。次第です。

平成26年3月

一般社団法人 金融財政事情研究会

[監修・執筆・校閲・企画協力者一覧]

■ 監 修

金融庁 監督局長 細溝 清史

経済産業省 経済産業政策局長 菅原 郁郎

■ 執筆・校閲・企画協力（五十音順、敬称略、所属等は当時）

池田真治郎 西日本シティ銀行

石田 和義 中国銀行

今井 久士 ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

大沼 徹 苫小牧信用金庫

小笠原大知 トゥルーバグループホールディングス

尾川 宏豪 野村総合研究所

小野 隆一 トゥルーバグループホールディングス

上沼 俊彦 飯田信用金庫

川上 恭司 トゥルーバグループホールディングス

久保田 清 日本動産鑑定

島田 和明 帯広信用金庫

庄司 卓 七十七銀行

菅原 毅 トゥルーバグループホールディングス

杉浦 信也 りそな保証

鈴木健二郎 三菱総合研究所

孫 健蓄 トゥルーバグループホールディングス

平良 貴洋 沖縄振興開発金融公庫

田中 博之 トゥルーバグループホールディングス

田中丸修一 電子債権アクセプトランス

照屋 尚志 琉球銀行

第1編 ABLとは

第1章 ABLの定義

1	ABLとは何か	4
2	ABLはどのような仕組みか	14
3	ABLにおける用語の整理	23
4	ABLの歴史と展望	28
5	ABL取組みにあたっての財務分析の基本	36
6	金融機関にとってABLに取り組む意義は何か	44
7	中小・地域金融機関にとってABLに取り組む意義は何か	51
8	事業再生の局面において、ABLはどのように活用されているか	58
9	進化する債権担保融資——債権流動化から電子記録債権へ	61
10	進化する動産担保融資——物流金融	69
11	進化する信用補完——取引信用保険と物流リスク保険	77

第2章 金融行政とABL

12	金融機関の将来にわたる収益構造の分析	86
13	融資審査における事業性の重視	94
14	小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重	100
15	地域経済についての知見の拡充	105
16	震災復興への対応	110

中江 大輔	滋賀銀行
中村 真一	北日本銀行
野田 慧	ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
萩原 宗人	鹿児島銀行
林 翔太	みちのく銀行
廣江 裕治	広島銀行
藤川 快之	ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
藤本 久志	京都銀行
堀 隆之	トゥルーバグループホールディングス
松木 大	ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
松堂 稔	沖縄銀行
宮崎 新	ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
向山 健	八十二銀行
山田 達夫	電通国際情報サービス
吉木 威雄	トゥルーバグループホールディングス
吉村 道和	吉村司法書士事務所
[ABL実務研究ワーキンググループ]	
横浜銀行 営業統括部	遠藤 武司
三菱総合研究所 経営コンサルティング本部	鈴木健二郎
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	根津 宏行
ゴードン・ブラザーズ・ジャパン	藤川 快之

図表155-2 清酒の特定名称の分類

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸づくり、固有の香味、色沢が良好
大吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸づくり、固有の香味、色沢が特に良好
純米酒	米、米こうじ	—	15%以上	香味、色沢が良好
純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸づくり、固有の香味、色沢が良好
純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸づくり、固有の香味、色沢が特に良好
特別純米酒	米、米こうじ	60%以下または特別な製造方法(要説明表示)	15%以上	香味、色沢が特に良好
本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
特別本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下または特別な製造方法(要説明表示)	15%以上	香味、色沢が特に良好

(出所) 国税庁

一方、海外における清酒の需要は増加しており、北米やアジアを中心に拡大している。

③ 担保実務上のポイント

原料である米の相場が担保評価額に影響するため、その動向に注視する必要がある。

また、保管環境（酒蔵の温度・空調管理面、衛生管理面）の良否がポイントとなる。

日本酒は3年以上の熟成酒や10年以上の古酒があるように、賞味期限はないが、酒造会社によれば、一般的には1年程度の間に消費するのが妥当といわれている。このため、対象動産の適正な保存期間等については個別に酒造会社に確認することが望ましい。

④ 換価処分時のポイント

賞味期限まで相応の期限を有しているものであれば基本的に換価処分はしやすい。

また、日本酒は業務用、家庭用の酒類としても広く普及しており、一定の流通規模があるので、売却候補先も一般個人顧客（処分セールや催事の実施を想定）、酒類問屋等の同業者まで幅広い先が想定できる。

ただし、清酒は、一定の熟成期間が必要であるため、熟成期間中に換価処分に至った場合、状態によっては大幅にディスカウントされる可能性がある。

また、原酒については、売却候補先が同業酒造会社に限定される点に留意が必要である。

タンク内の原酒の移送は業界内でも頻繁に行われている（いわゆる「桶売り」）。一方、処分目的で移送する場合は、酒税法上の手続が必要となるため、管轄税務署への確認などが必要である。

(2) 焼酎

① 動産概要

焼酎とは、一般的には、でん粉質原料（芋、麦、米など）あるいは糖質原料を発酵させ、単式あるいは連続式蒸留機で蒸留した酒をいうが、酒税法ではアルコール含有物を蒸留した酒類のうち、発芽した穀類を使用していない、白樺の炭などで濾過していない、蒸留時に別途定められている物品以外

を添加しない、アルコール度数が連続式で36度未満、単式で45度以下を下回る、といった条件を満たす酒類をいう。

焼酎は、製法の違いにより、従来は焼酎甲類焼酎乙類に分類されていたが、平成18年の酒税法改正により、焼酎甲類を連続式蒸留焼酎またはホワイトリカーに、焼酎乙類を単式蒸留焼酎または本格焼酎と称することになった。

沖縄県で主に生産される泡盛については(3)で一般的な焼酎と分けて説明する。

② 業界動向

前述の清酒の製成数量が減少傾向であるのに対し、焼酎の製成量は比較的堅調に推移している。特に、単式蒸留焼酎については平成15年頃の焼酎ブームにより製成量が増加し、平成16年以降は清酒を上回っている。ただし、平成18年頃より焼酎ブーム自体は沈静化している。

③ 担保実務上のポイント

原料である米、芋、麦等の相場が担保評価額に影響するため、その動向に注視する必要がある。また、保管環境（酒蔵の温度・空調管理面、衛生管理面）の確認が不可欠である。

④ 換価処分時のポイント

焼酎は業務用、家庭用の酒類として広く普及しているので、売却候補先も一般個人顧客（処分セールや催事の実施を想定）、酒類問屋等の同業者まで幅広い先が想定できる。焼酎の原酒も桶売りにより同業者への売却が可能である。

使用されている原材料が米、麦、芋、蕎麦と多岐であること、熟成度合いや事業者の知名度などにより、価格が変動する可能性がある。

(3) 泡盛

① 動産概要

沖縄県の特産品である泡盛は、黒こうじ菌を使用した米こうじと水を原料として発酵させた1次もろみを単式蒸留機により蒸留したもので、酒税法

上、本格焼酎と同じ単式蒸留焼酎（かつての焼酎乙類）に分類される。

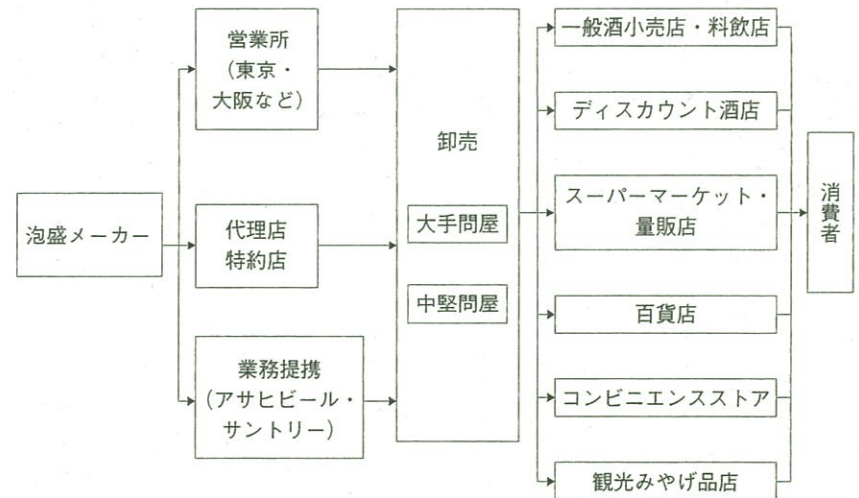
② 業界動向

泡盛製造業者の稼働免許場数（試験場および休場を除く）は46場となっている。エリア的にも沖縄県内全域にまんべんなく分布し「村の地酒」として定着しており、平成25年における泡盛の免許場数（46場）は南九州4県（熊本、大分、宮崎、鹿児島）と比較すると、鹿児島（106社）に次いで2番目に多くなっている。

泡盛の流通形態は図表155-3のとおりである。泡盛は沖縄県内において、**㉑嗜好や価格面で他の酒類に比べて優位性があること**、**㉒安定的な市場が形成されていることから県内販売シェアは約30%と高いもの**、**県内は市場が小さく、すでに飽和状態（消費の頭打ち）であることから、県外への販路拡大が課題となっている。**

中堅・中小製造業者においては、さまざまな経営戦略により県外市場へ向けた取組みを積極的に展開している。具体的には、営業所を開設し大手問屋

図表155-3 泡盛の流通形態



(出所) 沖縄振興開発金融公庫「公庫レポート 泡盛業界の現状と課題」

等を通して販路を拡大したり、代理店や特約店のネットワークを利用した販促活動、コンビニエンスストア・大手居酒屋チェーン向けの商品開発を行い、新規取引を自ら開拓したり、さらに大手酒類メーカーと業務提携し、技術的なノウハウも得ながら商品を共同開発するなどの取組みを行っている。

県内市場においては、泡盛製造業者各社が競い合って市場を活性化させてきているが、今後、県外市場でのシェア向上のためには、泡盛ブランドイメージの確立に向けた共同マーケティング事業や流通コストの削減策等、泡盛業界の協調・連携体制による戦略的な取組みが必要である。

泡盛業界の課題は、①沖縄県内の狭小市場への依存による高コスト構造、②各々の泡盛製造業者において、生産から貯蔵、びん詰設備のフル装備のため、本格焼酎製造業者に比べて資産効率が劣位していること、③本土市場における商品差別化戦略としての古酒化の取組みの遅れである。

これらの課題をふまえ、泡盛製造業者の対応策としては、①県内市場における泡盛製造業者個々の市場差別化策の確立、②業界全体としての県外市場共同開拓による県内市場依存構造からの脱却、③離島メーカーの横持ち費用軽減やリサイクルびん再利用促進のための共同事業の推進、④設備負担減、資産効率向上策としての古酒貯蔵および産業廃棄物処理共同事業の推進、⑤古酒化支援策としての泡盛在庫品の集合動産譲渡担保の利用等があげられる。

③ 担保実務上のポイント（泡盛古酒のケース）

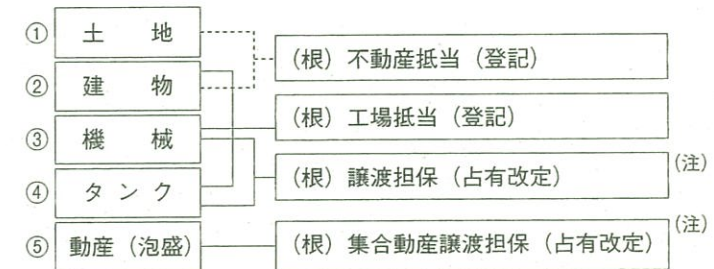
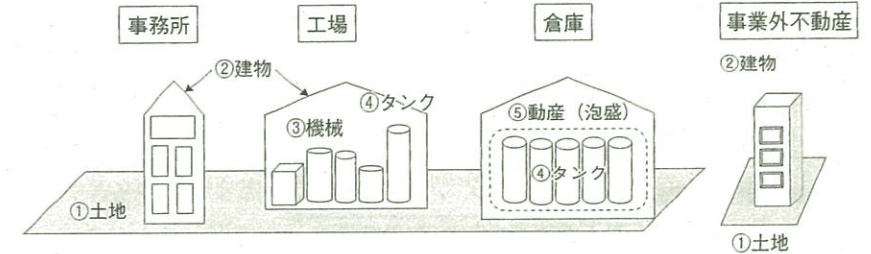
泡盛は、長期熟成することによって、酷や独特の香気が出て豊かな味わいのある古酒（ケース）となる。業界では、平成16年6月から「泡盛の品質表示に関する自主基準」をスタートさせ、①「古酒」と表示する場合、②「古酒」に「年数」を表示する場合、③「混和酒」または「ブレンド酒」の表示について、④詰口年月日の表示についての4点を定め、古酒化することで付加価値の増す泡盛の特徴をアピールする重要な取組みと位置づけている。

泡盛製造業者が古酒化を進める場合、多額の長期固定的な在庫資金を必要とするが、会社や代表者等の保有する土地や建物に（根）不動産抵当を設定

し、あるいはこれらに（根）工場抵当の設定や（根）譲渡担保の契約により、設備資金や運転資金を調達してきている（図表155-4参照）。これらは不動産から機械（特定動産）までの資産価値を担保とするものであるが、泡盛製造業者にとって重要な資産である泡盛在庫品は、担保価値の把握や管理および処分方法の困難性から担保として不適当なものとして取り扱われてきた。

沖縄振興開発金融公庫（以下、「沖縄公庫」という）では、平成18年10月に発行した泡盛業界の調査レポートにおいて、年間生産数量（30度換算）1,200キロリットルの中堅メーカーにおいて年間生産量の80%を新酒販売、20%を古酒貯蔵した場合、古酒化（貯蔵）するため10年間で6億8,000万円程度の在庫資金を要すと試算している。古酒化を進めるにあたって、固定資産担保余力に乏しい小規模事業者が大半を占める泡盛業界において、泡盛在

図表155-4 泡盛メーカーの資産と担保取得方法



(注) 公示方法は動産譲渡担保または公示札。

(出所) 沖縄振興開発金融公庫「公庫レポート 泡盛業界の現状と課題」

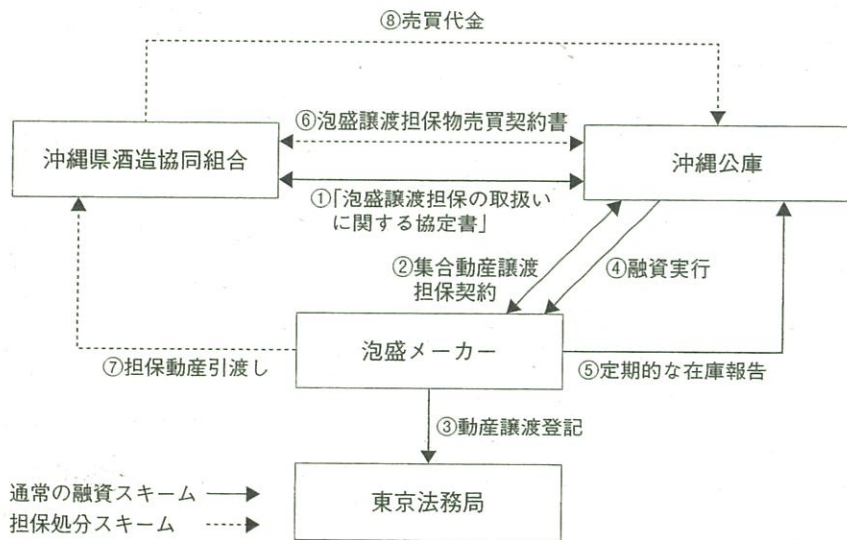
庫品を担保としての資金調達が喫緊の課題となった。

泡盛在庫品がABLの目的物として有している特徴は、①衣料品や食品等の一般商品に比べて長期間保有される（古酒化）ことにより、むしろ資産価値が向上すること、②泡盛製造業者は、所轄税務署（酒税係）へ生産数量、販売数量、在庫数量等のデータを報告することが義務づけられていることから、金融機関への在庫報告等、泡盛在庫品の管理が比較的容易にできること、があげられる。

泡盛在庫品は管理保全に適したABL物件であるとの認識のもと、沖縄公庫では沖縄県酒造協同組合との間で「泡盛譲渡担保の取り扱いに関する協定書」を締結（平成19年6月）し、図表155-5のとおりABLスキームを確立させている。

担保対象物件は、酒造会社の仕掛品（タンク貯蔵されている泡盛在庫品）に対して譲渡担保を設定する。担保物件の価値評価については、税務申告の際

図表155-5 泡盛のABLスキーム図



（出所）『動産担保融資事例集』（銀行研修社）

に把握できる新酒の簿価評価を参考としており、古酒化による付加価値の増幅も、市場実勢を勘案し適切に評価することとしている。

在庫数量のモニタリング（毎月末の数量報告）は、泡盛製造業者が国税事務所に対して定期的に行う酒類の製成および移入・移出量の申告に準じて行うため、担保物件（泡盛在庫）の確認は比較的容易に行うことができる。

④ 換価処分時のポイント

各泡盛製造業者や沖縄県酒造協同組合の協力を得ることにより、業界の秩序を乱すことなく泡盛在庫品（担保）の換価処分が行える。

なお、担保物件の評価と処分について沖縄公庫が独自に行うことによって、諸手数料が発生せず、利用者負担の軽減も結果的に図られており、平成24年度末までの融資実績（累計）は、8社16億5,000万円となっている。

（4）ワイン

① 動産概要

日本の酒税法上では果実酒として分類されている。ワインは、色によって赤、白、ロゼに分類されるほか、醸造方法によっても以下4つに分類される。最も一般的な非発泡性のスティル・ワイン、発泡性のスパークリングワイン、発酵過程でブランデーなどの強い酒を加え、アルコール度数を15～20度に高めた酒精強化ワイン（通常のワインは14度程度）、スティル・ワインに薬草や香辛料などを加える混成ワイン、である。またワインは、新酒（スーパー）を除くと、通常は一定期間熟成させた後が飲み頃とされており、高級ワインを除く一般的な熟成期間は1年～数年程度とされている。

② 業界動向

ワインは酒類のなかでも嗜好性が高く、価格帯も数百円の普及品から超高額品まで幅広いといった特徴があり、その動向は国内景気等の影響を受けることが多い。

③ 担保実務上のポイント

ワイン業者（卸売）は多品目を取り扱うケースが多いため、保有している主要な在庫の価格帯の確認が必要となる。また、輸入ワインの場合は原産

ら	わ
りんご619	ワイヤーハーネス710
レアアース化合物765	ワイン669
レンガ722	

ABL取引推進事典

平成26年4月23日 第1刷発行

監修者 細 溝 清 史
 菅 原 郁 郎
 編 者 一般社団法人 金融財政事情研究会
 発行者 倉 田 勲
 印刷所 株式会社太平印刷社

〒160-8520 東京都新宿区南元町19
 発 行 所 一般社団法人 金融財政事情研究会
 編 集 部 TEL 03(3355)2251 FAX 03(3357)7416
 販 売 株式会社 き ん ざ い
 販売受付 TEL 03(3358)2891 FAX 03(3358)0037
 URL <http://www.kinzai.jp/>

・本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写・複製・転載すること、および磁気または光記録媒体、コンピュータネットワーク上へ入力することは、法律で認められた場合を除き、著者および出版社の権利の侵害となります。
 ・落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

ISBN978-4-322-12404-0